

さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

令和7年度から小学校の学級定員は全学年で35人となります。しかし、中学校は40人のままとなっています。長野県では平成25年度に小中学校全学年で35人学級が実現しました。しかし、学級増による教員増の多くを臨時的任用で対応している状況です。また、小学校の専科教員は国基準で配置され、県基準の学級数と連動していないという課題もあります。

学校現場では、膨大な業務量に加え、一人ひとりの子どもに寄り添った対応が求められ、深刻な人手不足の状況です。教員は多忙を極め、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びを実現するためには、さらなる少人数学級推進と教員の持ち授業時数軽減のための抜本的な教員定数の改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、平成18年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により教員配置を行っている自治体もありますが、自治体間の格差が生じることは大きな問題です。国の施策として十分な教員配置のための財源保障をし、全国のどこに住んでいても、子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにすることは、憲法上の要請です。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 どの子にもゆきとどいた教育をするため、国の責任で以下2点を検討し、必要な教育予算を確保すること。
 - (1) さらなる少人数学級の推進
 - (2) 教員基礎定数算出に用いる「係数」の改善
- 2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和6年6月28日

伊 那 市 議 会